

定 款

制 定 平成25年 4月 1日

一部改正 平成27年 4月 1日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県私学振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、新潟県内の私立の高等学校、中学校、幼稚園、専修学校及び各種学校並びに幼保連携型認定こども園（以下「私立学校」という。）における教育（以下「私学教育」という。）の充実及び振興に関する事業を行い、もって新潟県における教育文化の高揚に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私立学校の設置者（以下「学校設置者」という。）に対しその設置する学校の施設設備の整備及び経営に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（以下「貸付あっせん事業」という。）
- (2) 私立学校の校長、園長、教員、事務職員、その他の職員（以下「教職員」という。）の研修、その他私立学校又は私学振興団体が私学教育の振興又は普及啓発等のために行う各種事業に対し助成を行う事業（以下「研修等助成事業」という。）
- (3) 教職員及び私学振興団体の職員（以下「教職員等」という。）の退職金の給付に必要な資金（以下「退職資金」という。）の交付を行う事業（以下「退職資金事業」という。）
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行う。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本会の事業に賛同して第7条の規定により入会した新潟県内で私立学校を設置する法人若しくは個人又は新潟県内の私学振興団体
- (2) 特別会員 新潟県及び本会の事業を援助するために出資した地方公共団体
- (3) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同して出資又は寄付を行った者
- 2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 第1項の正会員の種類は次のとおりとする。
 - (1) 第1号会員 次号及び第3号に該当する正会員以外の正会員
 - (2) 第2号会員 退職資金事業の対象となることを希望しない正会員
 - (3) 第3号会員 貸付あっせん事業及び研修等助成事業の対象となることを希望しない正会員
- 4 正会員は、前項に規定する種類を変更しようとするときは、その旨を付して会員種別変更届を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 5 法人又は団体である会員は、代表者1名を定めて届けなければならない。

(出資金及び負担金)

- 第6条** 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定めるところにより、出資金又は負担金を納めなければならない。ただし、出資金は長期預り金とし、別に定めるところにより取り扱うものとする。
- (1) 第1号会員 その設置する私立学校の在籍園児生徒数に基づいて算出した出資金及び本会に登録した教職員等の標準給与月額に基づいて算出した負担金
 - (2) 第2号会員 前号に規定する出資金
 - (3) 第3号会員 第1号に規定する負担金
- 2 出資金及び負担金の納入方法等必要な事項は別に定めるところによる。

(入会手続き)

- 第7条** 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退会)

- 第8条** 退会をしようとする会員は、その旨を付して退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。
- 2 理事長は、前項の退会届を受理したときは、理事会に報告するものとする。

(除名)

- 第9条** 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 第6条に規定する出資金又は負担金を正当な理由がなく1年以上納入しないとき。
 - (4) 前号に規定するほか正会員としての義務を履行しないとき。

- (5) その他除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名された正会員が既に納めた出資金及び負担金は、返還しない。
- 4 除名された正会員がこの法人に債務を負担している場合は、除名後直ちにその弁済をするものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 正会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 任意退会
- (2) 除名
- (3) 総会員(賛助会員を除く。)の同意
- (4) 死亡又は解散
- (5) その設置する全ての私立学校の3年以上の休校
- (6) その設置する全ての私立学校の閉鎖

ただし、子ども・子育て支援法施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、幼保連携型認定こども園を設置した場合及び幼保連携型認定こども園を設置している者が、幼保連携型認定こども園を廃止し、当該幼保連携型認定こども園を基として幼稚園を設置した場合については、資格喪失としない。

- 2 理事長は、前項第4号から第6号の規定により会員の資格を喪失したと認めたときは、理事会に報告するものとする。

(資格喪失等に伴う清算)

第11条 正会員(第2号会員を除く。次号において同じ。)が、第10条第1項に規定する事由によりその資格を喪失したときは、次の各号に掲げる事由の区分により、それぞれ各号に掲げる額を交付するものとする。

- (1) 第10条第1項第1号に規定する事由

資格を喪失した際現に勤務している教職員等のために拠出されたものとして算出した負担金に相当する額に調整率42%を乗じて得た額

- (2) 第10条第1項第3号から第6号までに規定する事由

資格を喪失した際現に勤務している教職員等が退職したものとみなして算出した退職資金の額に相当する額

- 2 正会員の設置する私立学校の教職員が、私立学校以外の学校に配置転換されたときは、当該教職員が退職したものとみなして算出した退職資金の額に相当する額を、当該正会員に交付するものとする。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員(ただし、第5条第1項の正会員及び特別会員に限る。以下、本章において同じ。)をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに出資金及び負担金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 業務方法書の変更
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は、会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の過半数が出席し、会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期資金の借入れ
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の過半数が出席し、会員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を議長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前4項の

規定の適用については総会に出席したものとみなす。

- 6 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第4項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員のうちから総会において選任された2人以上が記名押印する。
- 3 総会の議事及びその結果については、すべての正会員、特別会員及び賛助会員に周知させるものとする。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上12人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事長以外の理事のうち2人を副理事長とし、また理事長及び副理事長以外の理事のうち1人を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第20条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。この場合において、理事のうち7人以上9人以内及び監事は正会員から選任し、理事3人は特別会員から選任するものとする。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総会に報告するものとする。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(損害賠償責任の一部免除)

第27条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事があるときは、その提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、理事長が管理するものとし、その管理方法については、当座の支出に充てるため必要かつ最小限度の額を短期の預金等として保有するほか、長期の債券運用及び銀行預金その他の方法で安全かつ有利な方法によるものとする。ただし、重要な財産の処分及び譲受けは、理事会の決議によるものとする。

(財政の均衡保持)

第36条 本会は、退職資金事業について、将来にわたって財政の均衡を保つため、3事業年度終了ごとに、負担率及びその計算基礎の再検討を行うものとし、必要があると認めたときは適正な修正を行うものとする。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第7号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿並びに会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
- 5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第41条 本会が、資金を借り入れしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を受けなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長は、職員を指揮監督し事務を処理する。
- 6 事務局長及び職員の給与、勤務時間等は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。
- 7 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 補 則

(秘密の保持)

第48条 役員及び会計監査人その他本会の職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(虚偽の報告等に対する措置)

第49条 本会から貸付資金のあっせんを受けようとする者又は研修等助成事業に係る助成金若しくは退職資金（第11条の規定により交付される交付金を含む。以下この条において同じ。）の交付を受けようとする者が、本会に提出する書類に虚偽の記載等をした場合には、本会は、当該資金の貸付けのあっせん若しくは助成金の交付を停止し、若しくは取り消し、又は当該退職資金の交付を停止し、若しくはこれを返還させることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第50条 正会員及び特別会員は、出資金又は負担金にかかる権利を他人に譲

渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の理事長は、次に掲げる者とする。
伴 昭彦
- 4 本会の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。
三浦 仁
- 5 本会の最初の会計監査人は、次に掲げる者とする。
高志監査法人

附 則

- 1 第3条及び第10条第1項第6号の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。